

令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金  
交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス及び夜間対応型訪問介護サービス（以下「訪問介護等サービス」と総称する。）について、人材確保体制の構築による環境整備や経営改善に向けた取組を支援し、訪問介護等サービスの担い手の確保及び経営の安定化を図ることにより、在宅介護サービスの提供体制を確保するために交付する川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 この補助金の交付については、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年川越市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、令和7年2月5日老発0205第3号厚生労働省老健局長通知の別紙「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱」に基づく事業のうち、別表に掲げる種目に係る取組を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表に掲げる種目ごとに、同表の補助基準額と同表の対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を算出し、これらの合計額を交付額とする。ただし、種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、その旨を令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第18条の規定により市長が指定する期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月30日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は規則第18条の規定により市長が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（実績報告）

第7条 この補助金に係る実績報告は、令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金実績報告書（様式第6号）により、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに市長に提出して行わなければならない。

（額の決定、交付等）

第8条 市長は、前条の報告書を受領したときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知する。

- 2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者からの請求書の提出により交付する。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、補助事業者からの請求により、補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、次に掲げる場合には、補助事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(1) 事業所が第1条に規定するサービスに該当していないことが判明した場合

(2) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けた場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和7年6月27日市長決裁)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、失効前に交付した補助金に係る第6条第5号から第9号までの規定及び第9条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第2条、第3条関係)

種目	補助基準額	補助対象経費
研修体制の構築の支援	1事業所当たり10万円	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金
経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援	30分未満の同行支援1回につき 2,500円	
	30分以上の同行支援1回につき 4,000円 (経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで)	
登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	常勤化する登録ヘルパー等1人につき1月当たり10万円(3か月まで)	
介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	1事業所当たり30万円	

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

（宛先）

川越市長

（申請者）

所在地

法人名

代表者職・氏名

令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費  
補助金交付申請書

下記のとおり令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金の交付を受けたいので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 経費所要額調書
- (2) 取組の実施に係る見積書の写し
- (3) その他市長の定める書類

様式第2号（第5条関係）

川介第 号  
令和 年 月 日

様

川越市長

令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費  
補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金については、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年川越市規則第9号）第5条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 完了払

3 交付の条件

(1) この補助金は、令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき交付するものであり、要綱第6条の規定により次の条件を付す。

ア 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、速や

かに市長の承認を受けなければならない。

イ 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

エ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第18条の規定により市長が指定する期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

カ 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月30日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

ケ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は規則第18条の規定により市長が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(2) このほか、この補助金は、川越市補助金等の交付手続等に関する規則の適用がある。

令和 年 月 日

（宛先）

川越市長

（申請者）

所在地

法人名

代表者職・氏名

令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費  
補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け川介第 号で交付決定を受けた令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金について、事業の変更の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 既交付決定額 金 円

2 変更後交付申請額 金 円

3 添付書類

(1)

(2)

(3)

(4)



様式第4号（第6条関係）

令和 年 月 日

（宛先）

川越市長

（申請者）

所在地

法人名

代表者職・氏名

令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費  
補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け川介第 号で交付決定を受けた令和7年  
度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金について、事業  
の中止（廃止）の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

令和 年 月 日

（宛先）

川越市長

（申請者）

所在地

法人名

代表者職・氏名

令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費  
補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け川介第 号で交付決定を受けた令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年川越市規則第9号）第14条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（要補助金返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算内訳等

様式第6号（第7条関係）

令和 年 月 日

（宛先）

川越市長

（申請者）

所在地

法人名

代表者職・氏名

令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費  
補助金実績報告書

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金事業が完了したので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 添付書類

- (1) 補助対象事業に係る支払が確認できる書類の写し
- (2) その他市長の定める書類

様式第7号（第8条関係）

川介第 号  
令和 年 月 日

様

川越市長

令和7年度川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費  
補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付け川介第 号で交付決定をした令和7年度  
川越市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金については、令和  
年 月 日付け実績報告書に基づき、下記のとおり確定します。

記

- |   |        |   |   |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付確定額  | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額  | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足額 | 金 | 円 |